

平成28年度農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業に係るQ&A(追加)

No.	Q	A
20	地産地消のエネルギー供給元及びエネルギー供給先の、地域範囲はどこまでですか。	本事業の「地産地消」は、発電設備等のエネルギー供給元、及び電気を利用する農林漁業施設等のエネルギー供給先は、協議会構成員の市町村の地域内であることが要件となります。複数市町村が協議会構成員の場合は、当該市町村間にまたがる事業計画でも結構です。
21	「地域主体の小売電気事業を行う事業体」の地域範囲はどこまでですか。	原則として、協議会構成員の市町村の所在する都道府県内を、地域の範囲とします。
22	地産地消のエネルギー供給元として想定している者が、協議会構成員以外の場合は、応募時に提出が必要な書類はありますか。	本事業の実施に協力すること、及び設立する地域主体の小売電気事業者にエネルギーを販売すること等について、既に同意を頂いている場合は、その旨を証明できる書類(同意書等)を添付してください。なお、様式等は特に定めておりませんので、内容等は適宜先方と相談の上、記載してください。
23	エネルギー供給元と、設立しようとする「地域主体の小売電気事業を行う事業体」が同一事業者を予定している場合でも応募できますか。	地方公共団体や地域の農林漁業者団体又は、地域で設立した特定目的会社等が発電している場合で、当該事業者による小売電気事業を実施する計画を検討する場合も、「地域主体」となっていることから、本事業の対象となります。
24	協議会の構成員となる地方公共団体について、「概要が分かる資料」とはどのような資料を添付すればよいですか。	提出は任意ですが、地方公共団体については、本事業を実施するための基盤が既にあり、事業実施後は取組を普及させていく方針であることが分かる資料(例えば、農山漁村の活性化、再生可能エネルギー等の取組方針や、これらに関する国の補助事業等の実施実績など)があれば、添付資料として提出して頂くと審査時の参考となります。
25	概算払いは可能ですか。	本事業では、概算払いは行わず、全て精算払いとなります。